第３編
震災対策編

第１章　震災予防計画

第１節　地震防災対策の推進計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	全部署

第１　地震防災対策事業の推進

１　地震防災対策事業の推進

市は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の主旨に基づき、地震防災対策を推進していく観点から、次に掲げる施設などのうち特に緊急を要する施設の整備を重点的かつ計画的に推進するよう努める。

ア　避難所及び避難場所
イ　避難路
ウ　市の防災拠点施設
エ　消防関連施設
オ　社会福祉施設などの要配慮者関連施設
カ　小学校や中学校などの教育関連施設
キ　地区コミュニティ施設などの公共施設
ク　飲料水及び電気・通信関連施設（市防災行政無線施設も含む。）
ケ　防災倉庫などの災害応急対策のための公的施設
コ　その他震災時における災害応急対策に必要となる施設の設備及び資機材など

２　地域防災拠点施設などの整備

市は、地域における防災拠点及び防災上重要な施設について、計画的な耐震診断や耐震改修などを講じるほか、防災拠点となる施設の管理者に対しては同様の措置を講じるように指導または要請する。市は、市域に必要とされる防災拠点の整備促進について、積極的かつ計画的に取り組んでいくものとする。

（１）　地域の防災拠点施設の整備

市は、震災時における地域の防災活動拠点としての機能を高めるよう施設整備を促進していく。また、市の防災拠点施設としての公共施設整備については、各地域の防災活動状況などを勘案しつつ、おおむね校区ごとに配置していくよう計画するなど、その整備に努める。

（２） 防災拠点以外に定めるべき防災上重要な施設

防災拠点以外に定めるべき防災上重要な施設は、おおむね次のとおりとする。

ア 市庁舎、えびの消防署庁舎

イ 市の指定避難場所及び避難所または医療救護所の設置を検討する施設

ウ 消防団、自治会、自主防災組織及び災害ボランティアの活動拠点施設

エ 市域内の医療機関や福祉関連施設

オ 防災倉庫や市の防災拠点となるべき公的施設など

カ 市域内の水源施設、電源施設その他エネルギー施設などのライフライン施設

（３） 備蓄拠点の整備

市は、災害時における被災者の生活に必要となる生活関連物資などの確保対策として備蓄拠点の整備に努める。また、物資の保管場所については、被災者の避難生活の態様も考慮しつつ、避難所などに指定する小学校や中学校などの公的施設のスペースを活用するよう整備に努めていく。

第２ 減災計画の実施

県の地震被害想定結果によると、本市ではえびの－小林地震、日向灘南部地震、日向灘北部地震に加え最大クラスとして想定されてる南海トラフ巨大地震による甚大な人的被害や建物被害、土木施設被害、ライフライン被害などを発生させるおそれがあるとされている。国では、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである。」との考えのもとに、県は、令和元年に国が公表した被害想定に基づき再計算を行い、令和2年3月に「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」公表した。

本市では、「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」及び新・宮崎県地震減災計画を踏まえ、これらの地震による被害を軽減することを目標とし、関係機関や住民と一体となって地震防災対策をより効率的かつ効果的に実施していくものとする。

第２節　市街地の震災対策計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、土木対策部

第１　防災のための市街地整備

１　市街地の面的整備の推進

既成市街地で木造住宅が密集している地域、公共施設が不足している地域など、地震に対して構造的にぜい弱な地域については、本市が別途定める都市計画などの関連計画とも整合性を図りつつ、地震災害に強い市街地の面的な整備などを促進していくよう努める。

２　道路、公園などの都市施設整備の推進に向けた研究

市は、都市計画道路及び都市公園整備などを計画的に推進していくことにより、市街地の延焼遮断効果や災害時における道路交通機能の確保を図り、市域の都市防災化を推進するよう研究に努める。

第２　防災地域性の研究

市は、大規模な地震時の同時多発的に発生するおそれがある火災や延焼火災に備えて、住宅密集地であり、特に防火性について改善を要する地域については準防火地域を、また幹線道路沿いの商業地域などで、特に道路による延焼遮断効果を高めていく必要がある地域などについては､防火地域の指定など､各種の震災対策計画について研究を進めていく。

第３節　建築物など災害予防計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、文教対策部

第１　建築物などの耐震化

１　公共建築物の耐震化

公共建築物は、震災時における避難所などとして重要な機能を有するだけでなく、災害応急対策活動や復旧活動時の防災拠点としての機能が期待される。このため、市は、こうした公共建築物が震災時における防災支援拠点としての機能を果たすよう耐震化に向けた計画を推進していく。

（１）　防災拠点となる公共建築物

市は、既存の公共建築物で市庁舎などの防災拠点となる施設については、耐震化を促進していくとともに、これらの施設には停電時などに備えた非常用電源の確保などにも努める。

ア　防災中枢施設（市役所など）
イ　消防施設（えびの消防署など）
ウ　医療施設（病院など）
エ　避難施設（小学校、中学校、市民体育館ならびに各地区体育館など）

２　民間建築物の耐震化

（１）　耐震診断の推進

地震から人命を守るうえで最も有効な対策は、「倒壊しない住宅などの建築物を整備する」ということが阪神・淡路大震災における教訓である。昭和 56 年以前の建築物は、市域にて想定される震度 6 強の地震（特に内陸直下型の地震）が発生した場合には、倒壊する危険性が極めて高い。このことから、市は、住民に対して人命を守るための建築物の耐震診断を促進し、家屋の耐震補強などを進めるよう啓発する。

（２）　老朽建築物の安全対策

老朽化した建築物は地震の揺れにより、窓ガラスや外装材などが落下するなどして歩行者に被害を与えるおそれがある。このため、市は、これらの落下防止措置について啓発及び指導をしていく。

（３）　家具類などの転倒防止策

市は、地震発生時に家具などの転倒による人的被害を防止するため、住民に対して家具類などの転倒防止対策に関する知識の普及を図る。

（４） ブロック塀などの安全対策

地震によりブロック塀などが倒れた場合には、倒壊物の下敷きになるなどにより死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の避難活動や救助・救急活動及び消火活動などにも大きな支障となる可能性がある。このため、市はブロック塀などの所有者に対し、安全対策について啓発活動を推進していく。

３ 特殊建築物の防災対策

所管行政庁は、消防本部などと連携し、病院や福祉施設ならびに共同住宅や旅館などの不特定多数が使用する民間の特殊建築物に対して、地震や火災などの災害から人命を保護するため､耐震改修促進法に基づく必要な施設の改善について指導または要請する。

市は、所管行政庁や消防本部の活動に協力し、市域における特殊建築物の安全性向上に努める。

４ 工事中の建築物に対する指導

市は、工事中の建築物について、地震に伴う落下物の防止ならびに工事現場での仮設足場倒壊などの危険防止対策について、所管行政庁や消防本部などと連携して助言などを行う。

第２ 震災対策の普及、啓発

市は、民間の建築物について、防災上の観点から建築物の耐震化に関する重要性を重ねて広報するなど、その周知徹底を図る。

ア 落下物防止対策、ガラスなどの危険物飛散防止対策などの指導

イ 住宅などの耐震診断・耐震補強の推進

ウ ブロック塀、老朽化壁などの倒壊防止対策の推進

第３ 文化財災害予防計画

文化財は、貴重な国民的財産であり、文化財保存のためには万全の配慮が必要である。このため、市は、文化財の現況を正確に把握して、予想される災害に対し予防対策を計画し、施設の整備を推進しつつ、文化財の保護思想の普及をはじめとして、防災訓練の推奨や現地での指導などに努めていく。

なお、文化財の所有者または施設の管理者は、平常時から良好な文化財環境の維持管理に努めるものとする。

１　立入検査

市は、文化財保護対象物について、消防本部と連携して消防査察による定期あるいは随時の立入検査に協力するなどして、防災や防火に関する指導または助言を行う。

２　文化財の保護思想の普及及び訓練

市は、文化財保護強調週間及び文化財保護月間または文化財防火デーなどの行事を通じ、文化財の所有者、住民（特に文化財付近の一般家庭）あるいは見学者などに対し、文化財の保護や愛護思想について啓発活動を展開する。

３　自主防火管理体制の強化

市は、消防本部などと連携して、防火管理者などに対する震災対策や自主防火管理体制の確立について指導するとともに、防火研修会や講演会などを通じて防火管理業務が適切に実行されるよう指導する。

第４節　活動体制の整備計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、消防・水防対策部

第１　情報の収集・連絡体制の整備

１　情報の収集・連絡体制の整備

（１）　県総合情報ネットワークの充実・維持管理

県が平成５年度から整備を進めている総合情報ネットワークは、県と市及び防災関係機関を結ぶ災害に強いネットワークであり、特に予期せず発生する地震災害時には防災情報の共有面で有用と考えられる。市は、この総合情報ネットワークを震災時に効果的に運用できるように県と連携しつつ、ネットワークシステムの充実や維持管理に努め、効果的な防災対策を推進するよう努める。

（２）　市防災行政無線の整備・充実

市は、震災時の情報伝達を円滑かつ確実に行うため、市防災行政無線設備の整備と充実を図る。また、被災現場と市災害対策本部との相互の情報連絡を迅速かつ確実にするため、衛星携帯電話やMCA携帯無線機などの移動系無線機器の質的あるいは量的な充実を図るよう努める。

（３）　代替手段の整備

市は、地震により通常の情報伝達手段が著しく損なわれる事態をあらかじめ想定し、代替通信設備の整備計画について検討しておく。

（４）　多様な情報伝達手段の整備

市は、被災者などへの情報伝達手段として市防災行政無線に加え、有線電話やFAXあるいは携帯メールなどを含む多様な情報伝達手段の整備に努める。

（５）　一般携帯電話の不感地帯の解消

市は、NTT 西日本などとも連携を図りつつ、山かげなどの通信困難地域における通信方法の確保に努めていく。

２　緊急地震速報の活用

（１）　緊急地震速報の周知

緊急地震速報は、気象庁よりテレビやラジオなどを通じて速報で発表される。

市は、住民の大規模地震などに対する迅速な緊急避難対応を確立する方法として、速報内容や速報の意味及び速報の受信方法やその後の対応方法などについて周知を徹底する。

（２） 緊急地震速報の発表など

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

宮崎地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

表　緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	市町村名
宮崎県	宮崎県北部平野部	延岡市、日向市、西都市、児湯郡の一部（高鍋町、新富町、川南町、都農町、木城町）、東臼杵郡の一部（門川町）
	宮崎県北部山沿い	児湯郡の一部（西米良村）、東臼杵郡の一部（美郷町、諸塚村、椎葉村）、西臼杵郡［高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町］
	宮崎県南部平野部	宮崎市、日南市、串間市、東諸県郡［国富町、綾町］
	宮崎県南部山沿い	都城市、小林市、えびの市、北諸県郡［三股町］、西諸県郡［高原町］

※　緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

（出典：宮崎地方気象台ホームページの緊急地震速報の説明）

（３） 緊急地震速報への対応

市に大きな震度を及ぼすと考えられている「南海トラフによる巨大地震」や「日向灘南部地震」などは海溝型地震であり、震源が比較的遠く離れているため緊急地震速報の果たす役割は大きいものがある。他方、内陸直下型地震である「えびの－小林地震」は市域直下での発生が予想されるため、海溝型地震と比べて時間的な余裕が殆どないものと推定される。市は、こうした想定地震の特性を踏まえつつ、不特定多数の者が利用する市庁舎、学校及び公共施設などに対して緊急地震速報を直接受信し、迅速に周知することができる通信施設整備を検討するなどして、住民自らが緊急地震速報に対応して迅速な災害回避行動をとることができるよう、情報の活用を図っていく。

第２　活動体制の整備

１　地震災発生時における体制と配備

市は、市域で震度４以上の地震が発生した場合には、必要な災害対策体制を確立して災害応急対策に万全を期すものとする。

（１）　震災発生時の体制と市災害対策本部の設置基準

市域にて次の地震が発生した場合には、市は、災害対策体制を速やかに確立して応急対策活動にあたる。

ア　市域において「震度４」の地震が発生した場合または南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合には、基地・防災対策課長を本部長とする「市情報連絡本部体制」を確立し、災害情報の収集にあたる。

イ　市域において「震度５弱」の地震が発生した場合または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合には、副市長を本部長とする「市災害警戒本部体制」を確立し、情報の収集及び災害応急対策にあたる。

ウ　市域において「震度５弱」の地震が発生し、応急対策を行う必要性が高いと判断された場合には、地震や市域の被災状況などにより、市災害対策本部が設置されるまでの緊急体制として、初期の災害応急対策活動を補完し、対策を確立するための「緊急初動体制（市災害対策本部と同じ組織構成）」を立ち上げ、効果的かつ即応性のある災害応急対策体制を確立する。

なお、この「緊急初動体制」については、市災害対策本部が設置されたときには自動的に廃止する。

エ　市域において「震度５強」以上の地震が発生した場合には、市長を本部長とする「市災害対策本部体制」を確立し、迅速な災害応急対策活動を実施する。

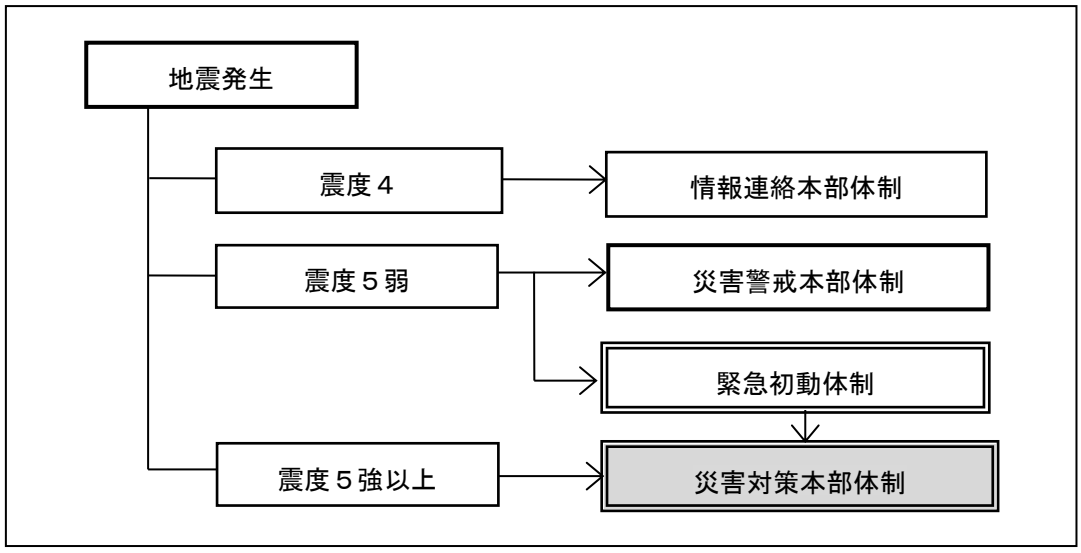


図　震度別の活動体制

（２） 地震災発生時の配備

市の震度別の配備体制及び配備基準については、次によるものとする。

表 配備の種別と配備基準

配備の種別		配備の内容	配備の基準
市情報連絡本部	予備配備	少人数により、いつでも警戒配備に移行できる連絡体制とする（基地・防災対策課職員など)。	「震度 4」の地震が発生した場合 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合
市災害警戒本部	警戒配備	各対策部各班の情報担当や連絡担当職員が配置につき、その他職員は待機体制をとる（管理職など)。	「震度 5 弱」の地震が発生した場合 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合
緊急初動体制（地震時のみ）		災害対策本部の非常配備体制と同様の体制で配置につく（係長職以上など)。	「震度 5 弱」の地震が発生し、市域での災害状況などから応急対策を行う必要性が高いと判断された場合
市災害対策本部	非常配備	各対策部の各班の所要職員が配置につき、その他職員は必要に応じ、配置につける体制をとる（係長職以上など)。	「震度 5 強」以上の地震が発生した場合
	特別非常配備	本部の全組織が配置につく（全職員)。	「震度 6 弱」以上の地震が発生した場合
	救助配備	災害救助の実施に必要な本部の組織が配置につく（全職員)。	市域に救助法が適用された場合

（３） 地震発生時の配備指令

ア 自主参集

地震が発生し、市災害対策本部が設置された場合の市職員の配備については、自主参集を原則とする。

イ 市情報連絡本部体制及び市災害警戒本部体制における配備指令

市情報連絡本部体制及び市災害警戒本部体制における市職員の配備については、自主参集を原則とするが、必要に応じて基地・防災対策課長または総務課長から各課長を通じ、市職員へ配備指令を行う。

（ア） 情報連絡本部体制

市域に「震度 4」の地震が発生し、被害状況及び情報把握のために基地・防災対策課長が必要と認めるときには市情報連絡本部体制をとる。

（イ） 災害警戒本部体制

市域に「震度 5 弱」の地震が発生し、災害の発生が予測されるなど迅速な被害状況や災害情報の把握が必要なときには、副市長が市災害警戒本部体制をとる。

（４） 緊急初動体制

市域で「震度 5 弱」の地震が発生した場合で、震源が市域に近く市域での災害発生が予想され、応急対策を行う必要性が高いと判断される場合には、市は災害発生直後から市災害対策本部の体制と同じ対策部で構成する「緊急初動体制」を立ち上げる。

緊急初動体制は、災害直後の緊急業務として市災害対策本部の各対策部に参集した市職員から「緊急初動体制における各対策部の主な任務」について実施する。

第３ 救助・救急体制の整備

第2編第2章第7節第1「1 市及び消防機関による救助・救急活動」による。

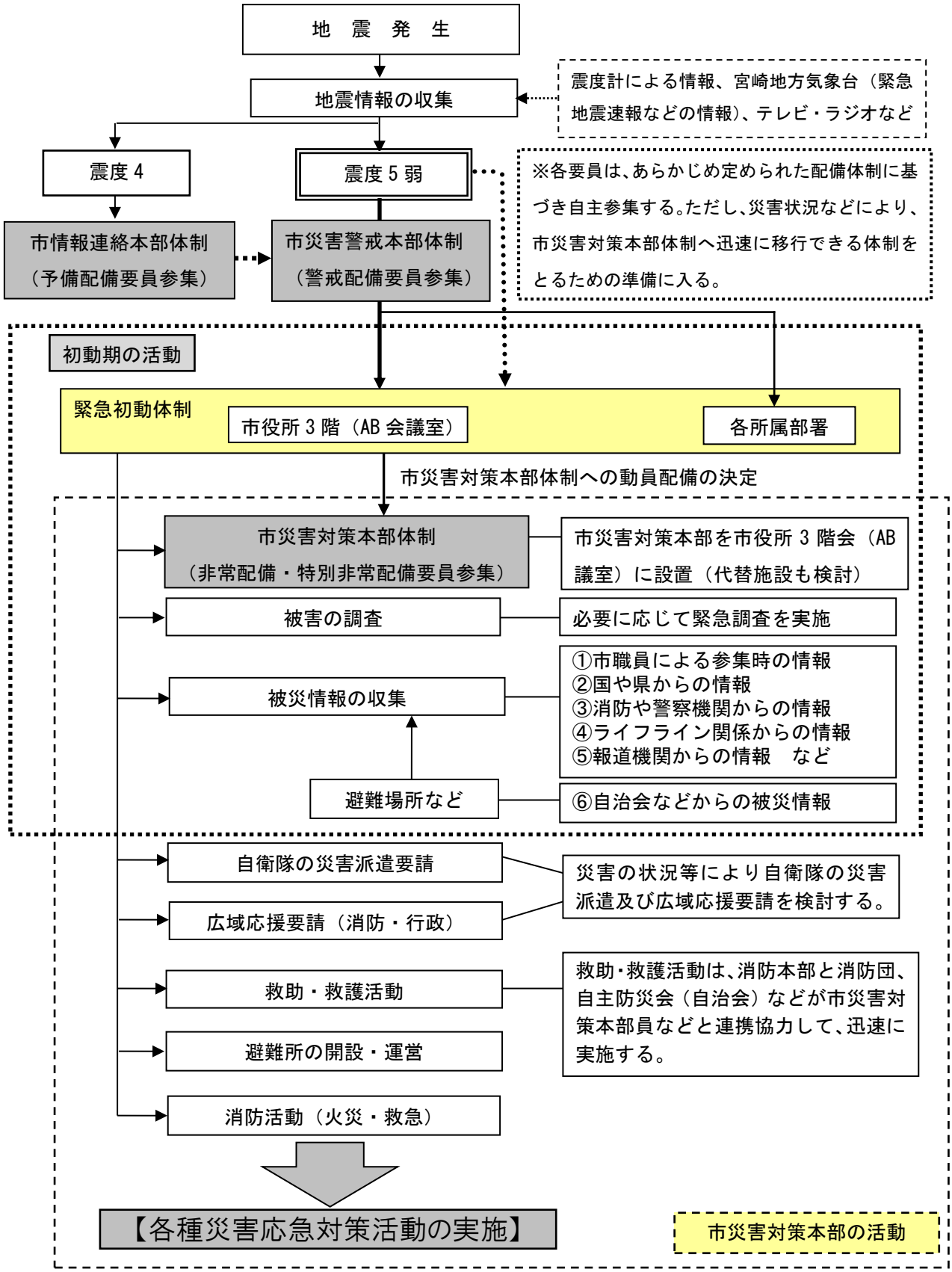


図　地震発生時における市の災害対策体制と対応に関する流れ図

第２章　震災応急対策計画

第１節　情報の収集・伝達計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、民生対策部

第１　通信手段の確保

第2編第2章第3節第2「通信手段の確保」による。

第２　災害状況などの収集計画

第2編第2章第3節第1「災害状況などの収集計画」による。

第２節　活動体制の確立計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、民生対策部

第１　災害対策本部などの設置

第2編第2章第1節第3「市災害対策本部の設置」による。

第２　動員配備計画

第2編第2章第1節第4「配備」及び第5「市職員の動員計画」による。

第３　救助・医療救護活動

１　救助活動

市災害対策本部は、震災による人命の救助を最優先とした応急対策活動を実施するため、住民ならびに関係防災機関との相互協力体制を構築し、迅速かつ的確な救助活動を実施する。

（１）　救助活動の実施

ア　震災直後は、直ちに総務対策部と水防・消防対策部が中心となり、えびの警察署や消防本部と連携・協力して迅速な救助活動を行う。また、必要に応じ自治会及び自主防災組織に対して救助活動への支援や協力を求める。

イ　市災害対策本部は、えびの警察署及び消防本部などの関係機関と相互に緊密な連携を図り、被災者の救助にあたる。また、要救助者の状況により、必要に応じて県、自衛隊及び隣接消防機関などに応援を要請する。

ウ　総務対策部本部班は、災害に関する情報の収集と分析を迅速に行い、救急救命の必要性が高いと判断したところから直ちに救助活動にあたり、重傷者から順次医療施設への搬送を実施する。

エ　救助活動においては、救助者の安全を第一として二次災害の予防を徹底する。

オ　水防･消防対策部は､消防本部や自治会及び自主防災組織などの相互協力を得て、迅速な救助活動を実施する。

カ　救助活動に必要な資機材は､市防災倉庫などにあらかじめ備蓄しておくものとし、障害物の除去に必要な重機などについては、土木対策部管理班が建設業者に要請するなどして迅速に調達する。

（２） 応援要請

本部長は、消防本部と協議のうえ、自らの対策活動のみでは迅速な救助活動が困難であると認められたときには、県災害対策本部に対して可能な限りの情報を明らかにして、救助活動について応援要請を行うものとする。

２ 医療救護活動

第 2 編第 2 章第 8 節「医療救護活動計画」による。

第４ 避難収容対策

第 2 編第 2 章第 10 節「避難収容活動計画」による。

第３節　二次災害の防止活動計画

［災害対策本部の体制］

主な担当部署	総務対策部、土木対策部

第１　土砂災害対策など

１　土砂災害応急対策計画

大規模な地震が発生した場合には、急傾斜地崩壊危険区域（箇所）及び土石流危険渓流ならびに地すべり危険区域（箇所）、山地災害危険地区などでは、その後の余震や地震動により、緩んだ地山から少量の降雨で土砂災害が発生するおそれが高まる。このため、地震活動が収束した後でも、住民がこれらの土砂災害に二次的に巻き込まれるおそれがある。

したがって、総務対策部本部班は、地震発生後にこれらの災害危険箇所などの状況を迅速に把握するとともに、周辺住民に対する警戒避難体制の確立や国や県などに対する応急対策工事の要請を行い、二次災害の防止に努めるものとする。

（１）　応急対策計画

市災害対策本部は、地震による被害を最小限に留めるため、消防本部及び水防・消防対策部による応急対策活動が円滑に行われるように配慮し、被災地やその周辺などの災害危険箇所に対する巡視を強化するとともに、各関係機関とも協力して被災箇所に対する早期応急復旧を図る。

ア　災害危険箇所に対する警戒巡視活動

（ア）　実施体制

土木対策部土木班及び水防・消防対策部は、斜面崩壊や落石崩壊などの土砂災害の二次災害から住民を守るため、地震発生後直ちに災害危険箇所の現地パトロールを実施するなどして、災害危険箇所の状況把握や警戒に努める。

なお、必要に応じ、県地方支部などに対して応援協力や情報の提供などを依頼する。

（イ）　巡視の優先順位

巡視は、急傾斜地崩壊危険区域（箇所）、土石流危険渓流、地すべり危険区域（箇所）、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域その他の災害危険箇所について、次の順位で行う。

a　宅地周辺の災害危険箇所

b　宅地から避難所までの避難ルート沿道の災害危険箇所

c　緊急輸送道路の沿道に位置する災害危険箇所

d　災害危険箇所以外で、災害応急対策活動に重要な支障を及ぼすと考えられる箇所

イ　被害発見時の措置

（ア）　被害発見者

a　巡視時に被害を発見した者は、現場に立入規制ロープを張るなど応急措置を行うとともに、速やかに周辺状況を確認して直ちに市災害対策本部に通報し、次の指示を待つ。

b　市災害対策本部からの指示を受けるまでの間に、消防本部またはえびの警察署などから交通規制などの実施について協力要請があった場合には、その指示にしたがう。

（イ）　広報

被害発見の連絡を受けた後に、本部長が交通規制措置などを決定した場合には、総務対策部本部班は被災施設の管理者あるいは県、消防本部ならびにえびの警察署などの関係機関に対して、速やかに状況連絡を行うとともに、総務対策部市民協働班が関係住民などに対し、その旨を広報する。

（ウ）　避難誘導

本部員などが避難誘導時に当該避難路の被災情報などを得た場合には、えびの警察署及び消防本部からの指示に基づきつつ、避難路を変更するなどして適切な避難誘導を実施する。また、特に指示がなくとも、現地にて被災状況を即断して避難経路を変更するなどして、安全で迅速な避難誘導を心がける。

なお、避難経路を変更する場合には、えびの警察署及び消防本部に対して前もってその旨を連絡するよう努める。

（2）　二次災害の予防

ア　市災害対策本部は、二次災害が生じないよう巡視点検を強化するとともに、二次災害の発生のおそれのある場合には、住民の早期避難などの対策を適切に行う。

イ　市災害対策本部は、震災後の余震や小規模な降雨などにより、がけ崩れ、土石流、地すべりなどの二次災害が発生するおそれがある場合と考えられる地域住民に対し、自主避難、避難指示の必要な避難措置を検討する。また、それらの情報については、住民や防災関係機関に対し迅速かつ正確に周知する。

土木対策部土木班は、現地の災害危険箇所に対する変状監視やブルーシートなどによる被災箇所の被覆、土のう積みなどの応急対策措置を必要に応じ実施する。

（3）　災害危険箇所の応急対策

土木対策部土木班は、土石流や斜面崩壊などにより被災した既存の対策施設について、国または県などの施設管理者その他関係機関が実施する迅速な応急復旧対策に協力する。

（４） 急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流周辺などにおける応急対策

土木対策部は、急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流周辺などの土砂災害危険箇所における災害から人命を守るため、災害危険箇所で変状などを発見した場合には、直ちに小林土木事務所と各種警戒避難対策等を協議・検討し、その体制を早期に確立するよう努める。

２ 道路災害応急対策計画

市が管理する道路施設や交通安全施設などが地震による落石や土砂崩壊などによって被災した場合には、土木対策部土木班は速やかな復旧に努め、早期の交通機能の確保を図る。特に、山間部の道路については、孤立集落を発生させないよう、迂回路の確保など代替性の確保に努めるものとする。

なお、道路の応急対策及び復旧対策にあたっては、道路管理者間で密な連携を図りつつ、各道路に求められる通行量や機能などから、応急対策の優先度を検討するなどして、適切かつ効果的な応急対策を行う。

３ 河川災害応急対策計画

地震により河川管理施設などが被災したときには、河川管理者は、二次災害の発生の防止に努め、施設の応急復旧を行う。総務対策部及び土木対策部は、河川管理者などと連携して、二次災害防止に向けた警戒避難体制を確立する。

第２ 建築物の倒壊対策

総務対策部建築班は、企画対策部調査班と連携し、震災時の二次災害発生を防止するため、被災建築物などの応急危険度判定を実施するなどして、建築物の危険度に関する周知や家屋の応急修理指導などの必要な措置を行う。

１ 平常時における対策

総務対策部建築班は、平常時から大規模な地震による災害が発生した場合を想定して、次のような事項を示した被災建築物応急危険度判定マニュアルを準備しておく。

ア 応急危険度判定士の確保方法
イ 応急危険度判定士の受入れ施設
ウ 応急危険度判定の準備
エ その他市域での地区別の被災予想（危険度の把握）

2 応急危険度判定の実施

（1） 応急危険度判定の実施手順

ア 建築物に関する被害状況の把握

建築物の被害調査は、被災建築物応急危険度判定マニュアルなどに基づいて、短時間で効率的に被害概況を調査する。調査にあたっては、住民から寄せられる被害情報も参考にしつつ行う。

イ 被災建築物に対する応急危険度判定の実施準備

県と連携し、被災建築物に係る応急危険度判定を実施する。

（ア） 応急危険度判定士の確保

県に応急危険度判定士の確保を要請する。

（イ） 応急危険度判定士の受入れ施設の確保

（ウ） 作業実施のための準備

次の事項を準備する。

a 担当区域の配分

b 判定に必要な資料の準備

c 判定作業に必要な資機材の確保

d 判定統一のための打合せ実施

ウ 応急危険度判定の実施

総務対策部建築班は、各対策部や専門ボランティア（建築士）などの被災建築物の応急危険度判定士と協力しつつ、被災建築物に対する応急危険度判定を行う。

なお、被災建築物の応急危険度判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づいて、客観的な視点をもって実施する。

エ 応急危険度判定結果の表示など

（ア） 応急危険度判定結果の表示

被災建築物の応急危険度判定結果は、次に示す「危険」、「要注意」あるいは「調査済」に区分し、「危険」は赤色、「要注意」は黄色さらに「調査済」は緑色の被災建築物応急危険度判定ステッカーを用いて対処方法を併記して建物の見やすい場所に貼る。

（イ） 応急危険度判定結果の周知

「危険」または「要注意」と判定された建築物については、二次災害防止の観点から、判定結果の意味を建物所有者に判りやすく説明するとともに、市民に対しても周知する。

オ 「危険」と判定された建築物所有者などへの対応

市災害対策本部は、応急危険度の判定で「危険」と判定された建築物の所有者や管理者に対しては、対策に関する相談に応じ、危険な建築物などの早期修理や復旧

を促進することにより市域全体の安全の確保を図る。



図　被災建築物応急危険度判定ステッカー

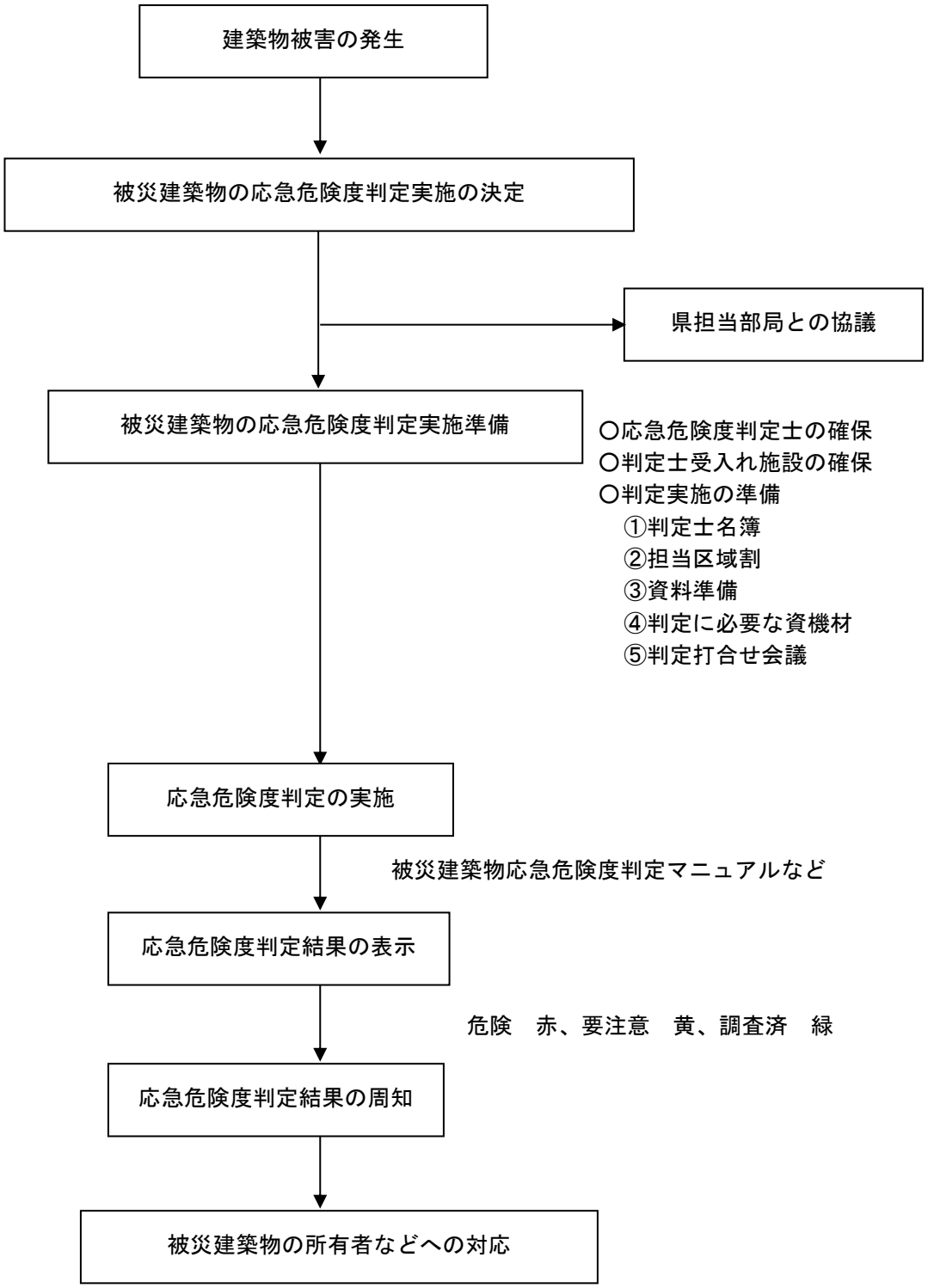


図　被災建築物の応急危険度判定実施フロー

第３　宅地などの崩壊対策

企画対策部調査班は、余震またはその後の降雨による被災宅地における二次災害の発生を防止あるいは軽減するため、総務対策部建築班と連携して被災宅地に対する危険度判定調査などを実施するものとする。

１　宅地危険度判定

（１）　宅地判定士派遣要請・派遣

企画対策部調査班は、余震またはその後の降雨により生じる被災宅地における二次災害の発生を防止あるいは軽減するため、総務対策部建築班と連携して宅地判定士の派遣について、県に要請する。

（２）　宅地危険度判定活動

ア　判定の基本的事項

（ア）　判定対象は、市災害対策本部が定める判定実施区域内の宅地とする。

（イ）　判定実施時期及び作業日数は、2 週間程度として、一人の宅地判定士は 3 日間を限度に判定作業を行う。

（ウ）　判定結果の責任は、市災害対策本部が負う。

イ　判定の関係機関

（ア）　市災害対策本部は、判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指揮、監督を行う。

（イ）　県は、宅地判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

ウ　判定作業概要

（ア）　判定作業は、市災害対策本部の指示に従って実施する。

（イ）　宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）の判定基準により、宅地、擁壁、のり面、自然斜面ごとに行う。

（ウ）　調査は、判定調査票の項目にしたがい、主として宅地外観の目視や簡便な計測手法により行う。

（エ）　判定結果については、「危険宅地」、「要注意宅地」あるいは「調査済宅地」の 3 つのランクに区分して、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付して危険度の表示を行う。

２　二次災害防止のための応急措置

本部長は、被災宅地危険度判定結果に基づいて、宅地の所有者に対して危険と判定された宅地内への立ち入り制限などの措置を必要に応じて行う。